



諮問第1号

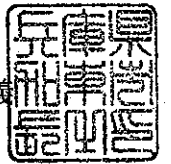
加東市国民健康保険運営協議会

平成26年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について（諮問）

加東市国民健康保険運営協議会規則（平成18年加東市規則第88号）第2条の規定により、平成26年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について諮問します。

平成26年5月15日

加東市長 安田 正義



1 諮問の内容

加東市国民健康保険事業の適正な運営と国民健康保険税の負担の平準化に資するため、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を次のとおりとする。

	現 行	改 正 後
後期高齢者支援金等課税額	<u>140,000円</u>	<u>160,000円</u>
介護納付金課税額	<u>120,000円</u>	<u>140,000円</u>

2 実施時期

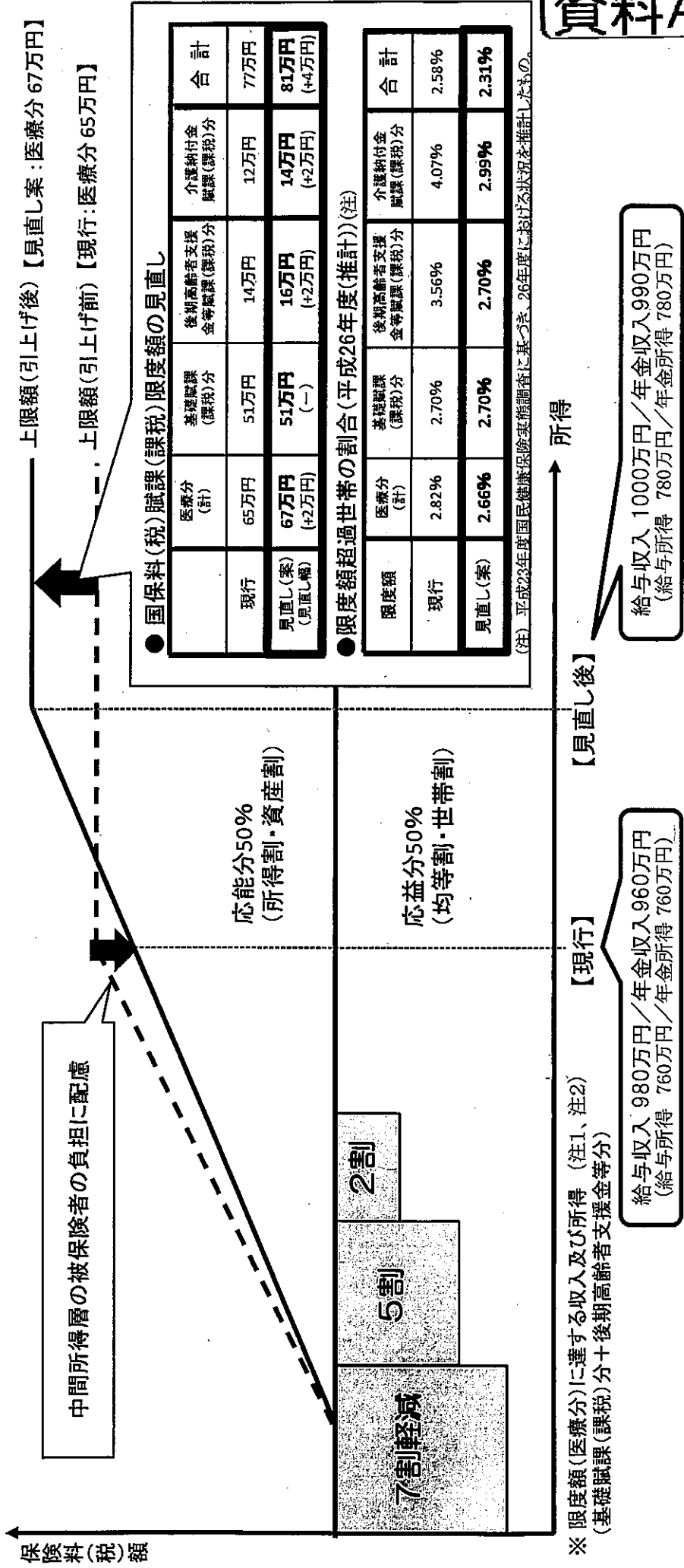
平成26年4月1日

(平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。)

# 平成26年度の「国保保険料(税)賦課(課税)限度額の見直し

- 国保料(税)の賦課(課税)限度額については、平成26年度の国保料(税)の限度額超過世帯の割合(推計)を見ると、平成25年度と比べて限度額超過世帯の割合が増加する見込みであること
- ・ 基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の限度額超過世帯の割合にばらつきが見られることから、これまでの最大引上げ幅と同額の「4万円」を上限として、平成26年度において見直すこととする。
- 具体的には、後期高齢者支援金等分・介護納付金分をそれぞれ2万円ずつ引き上げることとする。

(※) 後期高齢者支援金等分・介護納付金分を2万円ずつ引き上げると、基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分のすべてにおいて、限度額超過世帯の割合がいずれも3%未満となる。



(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。  
 (注2) 保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する平成23年度全国平均値で試算。平成23年度 所得割率 8.00%、資産割額 27,355円、均等割額 26,337円、世帯割額 26,337円。

資料A